

東岸和田駅営業キロ変更に伴う 乗車券類の取扱いについて

東岸和田駅では駅舎移転に伴い、平成29年10月22日から運賃算出の元となる駅間距離(営業キロ)が変わります。営業キロ変更に伴い、区間・経路によって、東岸和田駅発着の運賃が変更となる場合があります。

<変更内容>

(単位:km)

駅名	現行(10月21日まで)		改定(10月22日以降)	
	起点(天王寺)からの営業キロ	駅間の営業キロ	起点(天王寺)からの営業キロ	駅間の営業キロ
下松	25.1	1.5	25.1	1.4
東岸和田	26.6		26.5	
東貝塚	28.1	1.5	28.1	1.6

1. 現行より高額となる区間の取扱い

- (1) 改定日前に購入されたきっぷ(有効期間が改定日後にかかるもの)は、そのままご利用いただけます。
- (2) 改定日前の運賃で定期乗車券の購入を希望されるお客様は、平成29年10月21日までにお買い求めください。
※ 定期券は新規・継続とも、有効期間開始日の14日前から発売しております。

2. 現行より低廉となる区間の取扱い

改定日以前に購入されたきっぷ(有効期間が改定日以降のもの)で、改定日以降にご乗車後、差額精算のお申出があった場合は、以下により取扱います。

(1) 普通乗車券・普通回数乗車券

- ・ 旅行終了時(下車時)は自動改札機を通らず係員にきっぷをご提出ください。差額相当を払いもどしいたします。

(例) 片道普通旅客運賃が200円から190円になる区間

現行運賃 200円 - 改定運賃190円 = 10円(払いもどし額)

(2) 定期乗車券

- ・ 有効期間満了後に、定期券取扱窓口で定期券をご提出ください。改定日以降の日数に対する差額相当を払いもどしいたします。

(例) 運賃計算に使用するキロ程が15.1キロ(16キロ)から15.0キロ(15キロ)に変更となる区間で、有効期間10月26日までの通勤1箇月定期券(改定日以降の日数は5日間)の場合

現行運賃の5日分相当 $9,070円 \div 30日(1ヶ月を30日とする) = 303円(1円未満は切り上げ)$
 $303円 \times 5日(改正日以降の有効期間) = ①1,510円(10円未満切り捨て)$
改定運賃の5日分相当 $6,480円 \div 30日 = 216円$ $216円 \times 5日 = ②1,080円$
払いもどし差額 $①1,510円 - ②1,080円 = 430円(払いもどし額)$

その他、詳しくは主な駅に掲出するお知らせをご覧ください。係員におたずねください。